

阿賀野市告示第 1 4 4 号

阿賀野農業振興地域整備計画を変更したいので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項で準用する第 1 1 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案と変更の理由を次により縦覧に供する。

当該農業振興地域整備計画の変更案に係る市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案について令和 8 年 8 月 2 0 日までに市に意見書を提出することができる。

また、当該農用地利用計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更に対して異議があるときは、令和 8 年 8 月 2 0 日の翌日から起算して 1 5 日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和 8 年 7 月 2 1 日

阿賀野市長 加藤 博幸

1 縦覧期間

令和 8 年 7 月 2 1 日から

令和 8 年 8 月 2 0 日まで

ただし、「阿賀野市の休日定める条例」第 1 条の市の休日を除く、

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

2 縦覧場所

阿賀野市山崎 7 7 阿賀野市笹神支所 産業建設部 農林課

3 意見書の提出、異議の申し出

意見書の提出、異議の申し出にあたっては、農業振興地域整備計画の変更案と変更の理由の縦覧場所に備え付けの「阿賀野農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の提出について」、「阿賀野農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に対する異議の申し出について」によること。